



新潟県公報

平成23年
2月1日(火)
第2245号

目 次

規 則	
○新潟県収入証紙条例施行規則の一部改正.....	93
告 示	
○保安林皆伐面積の許容限度の公表.....	94
○救急医療機関の指定.....	97
○都市計画事業の認可.....	99
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出.....	99
○土地改良区役員の退就任.....	100
○都市計画の案の縦覧等.....	100
○開発行為の工事完了.....	103
調達等公告	
○入札公告.....	104

規 則

新潟県規則第二号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。


平成二十三年二月一日


新潟県知事 福田 富 一

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（平成十六年新潟県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	券 種	刷 色	図 柄 及 び 寸 法
1	1円	にぶ赤紫色	 縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル
	5円	灰味紫色	
	10円	にぶ青紫色	
	30円	にぶ青緑色	
	50円	にぶ緑色	
	100円	灰味オリーブ色	
	200円	暗い黄味茶色	
	250円	赤紫色	
	300円	灰味赤茶色	
	400円	明るい茶色	
	500円	黄茶色	

2	1,000円	紅色	 <p>縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル</p>
	2,000円	紫色	
	3,000円	青色	
	5,000円	黄緑色	
	10,000円	うぐいす色	

附 則

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の別表の規定による栃木県収入証紙は、改正後の同表の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

(各計局各計課)

告 示

栃木県告示第41号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成23年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計 画区名	単位区 域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度（単位 ha）					計
			水 源 かん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	保 健 保 安 林	
那珂川	大田原 地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、共墾社一丁目、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、東栄一丁目、東栄二丁目、東豊浦、安藤町、末広町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、豊浦中町、原町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、豊浦南町、春日町、北栄町、美原町、黒磯、豊浦、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、鳥野目、小結、東原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、						

		北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、唐杉、上郷屋、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、鴨内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛及び野間に限る。)及び那須郡那須町	428.33	54.52	0.16			483.01
同	那珂川中流地区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	222.54	93.31		4.69	2.00	322.54
那珂川鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、蓼沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。)、さくら市及び塩谷郡	433.26	115.08	1.14	0.54		550.02
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三玉山、三本木、田川及び延島に限る。)、河内郡上三川町及び芳賀郡(茂木町を除く。)	40.77	30.80		13.16		84.73
同	今市区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来						

		川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,101.58	145.10			1,246.68
同	日光地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	306.94	150.36			457.30
同	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	199.72	42.24			241.96
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	鹿沼市及び上都賀郡西方町	828.00	182.78			1,010.78
同	佐野地区	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹					

	坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。)及び下都賀郡	355.30	116.95		1.88		474.13
計		3,916.44	931.14	1.30	20.27	2.00	4,871.15

(森林整備課)

栃木県告示第42号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
独立行政法人 国立病院機構栃木病院	宇都宮市中戸祭1-10-37	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
社団法人全国社会保険協会連合会 宇都宮社会保険病院	宇都宮市南高砂町11-17	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団晃陽会 宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人中山会 宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団晴澄会 鷲谷病院	宇都宮市下荒針町3618	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人親仁会 佐藤病院	宇都宮市西3-1-11	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人英心会 倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人桃李会 御殿山病院	鹿沼市今宮町1682-2	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人英静会 森病院	日光市今市674	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人明倫会 今市病院	日光市今市381	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人英仁会 川上病院	日光市並木町2-5	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団厚生会 西方病院	西方町金崎273-3	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
日本赤十字社栃木県支部 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

医療法人社団福田会 福田記念病院	真岡市並木町3-10-6	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
社団法人下都賀郡市医師会 下都賀郡市医師会病院	栃木市境町27-21	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
栃木県厚生農業協同組合連合会 下都賀総合病院	栃木市富士見町5-32	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
小山市市民病院	小山市若木町1-1-5	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人博愛会 杉村病院	小山市城山町2-7-18	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
栃木県厚生農業協同組合連合会 石橋総合病院	下野市石橋628	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
日本赤十字社栃木県支部 大田原赤十字病院	大田原市住吉町2-7-3	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団亮仁会 那須中央病院	大田原市下石上1453	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
社会医療法人博愛会 菅間記念病院	那須塩原市大黒町2-5	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人順整会 福島整形外科病院	那須塩原市弥生町1-10	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団京愛会 黒磯病院	那須塩原市高砂町3-5	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
社会医療法人恵生会 黒須病院	さくら市氏家2650	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人薫会 菅又病院	高根沢町花岡2351	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	足利市本城3-2100	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人太陽会 足利第一病院	足利市大月町1031	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
佐野市民病院	佐野市田沼町1436	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人根本外科胃腸科医院 根本外科胃腸科医院	宇都宮市陽東4-17-10	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
冨塚メディカルクリニック	宇都宮市徳次郎町888	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
荒木医院	鹿沼市鳥居跡町995-1	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
新沢外科	日光市今市814-1	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
医療法人社団為王会 尾形クリニック	矢板市末広町45-3	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

(医事厚生課)

栃木県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画道路事業 3・4・109号 間々田東通り線（平和工区）
- 3 事業施行期間
平成23年2月1日～平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県小山市大字平和字中道南、字中道北及び字間々田境内
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成23年6月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター氏家店
さくら市櫻野字東原1551番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
駐車場の位置及び収容台数	1,272台 位置は図面のとおり	1,035台 位置は図面のとおり	平成23年9月22日
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所 位置は図面のとおり	6箇所 位置は図面のとおり	

(図面は省略する。)

- 4 届出年月日
平成23年1月21日
- 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
真岡土地改良区	理 事	小島皓市郎		真岡市西沼526	22.12.20	
	〃	宮内 清二		〃 東大島1602	〃	
	〃	市川 和真		〃 島460	〃	
	〃	弘山 一郎	弘山 一郎	〃 東沼1005	〃	22.12.21
	〃	小堀 守	小堀 守	〃 〃 1566	〃	〃
	〃	渡邊 昭一	渡邊 昭一	〃 〃 1191	〃	〃
	〃	飯塚 啓作	飯塚 啓作	〃 小林561	〃	〃
	〃	池田 正夫	池田 正夫	〃 〃 57	〃	〃
	〃	渡邊 直	渡邊 直	〃 〃 145	〃	〃
	〃	白瀧 淳一	白瀧 淳一	〃 田町1800	〃	〃
	〃	片桐 昇	片桐 昇	〃 東大島1234	〃	〃
	〃	石田 敏雄	石田 敏雄	〃 島504-2	〃	〃
	〃		櫛毛 政好	〃 西沼19-1		〃
	〃		宮内 俊幸	〃 東大島1602		〃
	〃		大貫 勝夫	〃 島809		〃
	監 事	日下田圭治	日下田圭治	〃 小林1012-88	〃	〃
	〃	高木 武	高木 武	〃 東沼278	〃	〃
	〃	宮田 勝利	宮田 勝利	〃 島28	〃	〃

(農地整備課)

○都市計画の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年2月1日

栃木県知事 福田 富一

I

1 都市計画の種類及び名称

(仮称) 日光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
日光市の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、日光土木事務所及び日光市都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

II

- 1 都市計画の種類及び名称
(仮称) 那須塩原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
那須塩原市の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、大田原土木事務所及び那須塩原市都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

III

- 1 都市計画の種類及び名称
(仮称) さくら都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
さくら市の区域の全部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、矢板土木事務所及びさくら市都市整備課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

IV

- 1 都市計画の種類及び名称
(仮称) 那須烏山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
那須烏山市の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、烏山土木事務所及び那須烏山市都市建設課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

V

- 1 都市計画の種類及び名称
(仮称) 那珂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
那珂川町の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、烏山土木事務所及び那珂川町建設課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

VI

- 1 都市計画の種類及び名称
上河内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
宇都宮市の区域の一部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮土木事務所及び宇都宮市都市計画課

4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

VII

1 都市計画の種類及び名称
栗野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域
鹿沼市の区域の一部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、鹿沼土木事務所及び鹿沼市都市計画課

4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

VIII

1 都市計画の種類及び名称
大田原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域
大田原市の区域の一部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、大田原土木事務所及び大田原市都市計画課

4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

IX

1 都市計画の種類及び名称
矢板都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域
矢板市の区域の一部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、矢板土木事務所及び矢板市都市整備課

4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

X

1 都市計画の種類及び名称
西方都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域
西方町の区域の全部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、鹿沼土木事務所及び西方町建設水道課

4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

XI

1 都市計画の種類及び名称
益子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域
益子町の区域の全部

3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、真岡土木事務所及び益子町建設課

- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

XII

- 1 都市計画の種類及び名称
茂木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
茂木町の区域の全部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、真岡土木事務所及び茂木町建設課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

XIII

- 1 都市計画の種類及び名称
市貝都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
市貝町の区域の全部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、真岡土木事務所及び市貝町建設課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

XIV

- 1 都市計画の種類及び名称
塩谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
塩谷町の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、矢板土木事務所及び塩谷町建設水道課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

XV

- 1 都市計画の種類及び名称
那須都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
那須町の区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、大田原土木事務所及び那須町建設課
- 4 縦覧期間
平成23年2月2日から同月16日まで

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名

真岡市小林632番5	真岡市小林796番地5	瀬 尾 祐 介
下野市小金井字テシコ1805番19	下野市小金井1805番地1	増 山 稔
下野市川中子字中道3146番3	宮城県岩沼市相の原3丁目2番1743号	阿 部 紀 子 阿 部 浩 孝
下都賀郡野木町大字丸林字茶塚610番9、 610番21、610番22、610番23 (開発行為に関する工事) 下都賀郡野木町大字丸林字茶塚598番17の 一部、598番20の一部	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランドィハウス 株 式 会 社
那須塩原市島方字島原463番5、538番1、 538番17 (開発行為に関する工事) 那須塩原市島方字島原535番5の一部、538 番15の一部、538番16の一部、538番1地 先、方京3丁目9番19の一部	那須塩原市大原間367番地1	有限会社新那須開発

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月1日

栃木県立岡本台病院長 堀 彰

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 業務用全自動洗濯機 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成23年3月17日
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市下岡本町2162 栃木県立岡本台病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「D機械器具、車両類」小分類「6その他の機械」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成23年2月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町2162
栃木県立岡本台病院総務課 電話 028-673-2211
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年2月17日午前10時30分 栃木県立岡本台病院管理診療棟2階講堂
- (3) その他
ア 入札説明書の交付期間 平成23年2月1日から同月14日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
イ 入札説明書の交付場所 (1)の場所において交付する。
ウ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
エ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(医事厚生課)